

「目標に準拠した観点別指導・評価」に基づく アクティブ・ラーニングの推進

Promoting Active Learning Based on Criterion Referenced Guidance and Evaluation in Each Viewpoint

山原 智[※]

Satoru Yamahara[※]

The report in 2014 by the Central Council for Education requests promoting active learning in high school education. Purpose of the report is promoting guidance and evaluation of identity and ability and to think and ability to judge and so on for promoting student's ability to live.

Although promoting criterion referenced guidance and evaluation in each viewpoint for promoting these abilities were delay.

I was going to promote in the character of vice-principal in an evening high school criterion referenced guidance and evaluation in each viewpoint.

The teachers in the school had changed the mindset to guidance and evaluation based on understanding their students.

Next, I tried making a study about method of promoting active learning in difficulty communicate and having variety of ability for promoting active learning by the method.

Keyword : active learning, criterion referenced evaluation, guidance and evaluation in each viewpoint, high school educational

1 はじめに

平成26年12月22日、中央教育審議会より「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」(以下「答申」)が答申され、アクティブラーニングや新テストの導入が求められている。教育基本法改正等で明確になった「生きる力」の育成のため、知識偏重の指導、評価から、主体性、思考力、判断力、表現力の指導、評価を充実させることを狙ったものである。

さて、平成20年1月17日付の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」や平成21年3月付の高等学校学習指導要領においては、生きる力を育むための様々な指導や評価について述べられている他、学習の遅れがちな生徒への指導について述べられている。また、平成22年5月11日付の文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について」においては、高等学校及び特別支援学校の指導要録について、「各教科・科目の評定については、観点別学習状況の評価を引き続き十分踏まえること。」となっており、各教科の評価の観点及びその趣旨が示され、さらに、平成24年7月付の国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」では、具体的には評価規準、評価方法等が示されている。

※日本経済大学経営学部経営学科

ここであげられた観点別の評価等は、「答申」で求められている「生きる力」を構成する様々な能力の育成には欠かすことのできないものであり、さらには指導と評価の一体化や生徒の実態に即した指導、評価も併せて必要になってくるはずである。

しかしながら、学校現場では観点別評価の実施に必要な具体的な指導目標となる評価規準やその趣旨の周知すら不十分がみられ、このことが、先の「答申」を生んだ一因ともなっている。

県立高校定時制課程教頭を長年経験したが、先の状況に加え、学校での学習活動の経験に乏しく、十分な学力が備わっていない生徒に対して、生徒の学力を十分伸ばしきれていない状況もみられた。

そこで、より生徒の状況にあった指導、評価の実現のため、授業及び定期考査の改善に重点をおいて「観点別学習状況の評価」を推進する、「目標に準拠した観点別指導・評価」に取り組むことにした。平成24年度より、当時の在任高校において、校内研修会を継続的に行い、その経緯、趣旨、具体的な評価方法について説明するとともに観点別評価を踏まえた作問をお願いし、平成25年度からは考査、教科を限って、小問毎に生徒一人ひとりの得点を記録、観点別に集計を行い、これを基に、先生方に具体的な指導、助言をおこなっていった。

次いで、現行の学習指導要領や「通知」で求められている指導・評価方法も目的は、「答申」で求められている「確かな学力」であり、現行のあるべき指導・評価は、「答申」で求められる指導・評価と通じるものがあるはずである。

そこで、「答申」で取り上げられたアクティブラーニングや新テストとこれまでの「目標に準拠した観点別指導・評価」の取り組みとの関連について考察し、定時制課程において有効な実施可能なアクティブ・ラーニングの在り方について校内研修で取り上げていった。

これは、以上の取組をまとめた実践論文である。

2 平成26年度までの取組について

平成24年度は、校内研修会において、目標に準拠した観点別指導・評価についてその経緯、趣旨、具体的な評価について説明するとともに、3学期の定期考査については、観点別評価を意識、想定した作問をお願いした。

平成25年度は、校内研修会において改めて目標に準拠した観点別指導・評価について、趣旨や具体的な評価方法について説明するとともに、職員会議ごとにミニ校内研修会を行い、定着を図った。前年度3学期に作成していただいた考査問題から、比較的趣旨にかなった科目の考査問題を選び、これを参考として示しながら、1学期中間考査において、第1学年の国語総合、現代社会、数学Ⅰ、科学と人間生活、コミュニケーション英語基礎の5科目を対象に、考査問題の小問毎に生徒一人ひとりの得点を記録、観点別に集計を行い、これを基に、先生方に具体的な指導、助言をおこなっていった。

平成26年度は、1学期中間考査において、前年度同様、考査問題の小問毎に生徒一人ひとりの得点を記録、観点別に集計を行い、これを基に指導、助言を行った。

具体的に取組を始めた平成24年度において、勤務校では観点別評価や評価規準の周知、実践は殆ど行われていない状況であったが、他の高等学校についても、今回、地域の中から校種の異なる数校を

選び、管理職より聞き取りをおこなった。平成28年度現在、どの高校も、研究授業においては必ずアクティブ・ラーニングを取り入れる等、積極的に取り組んでいることが確認できた。観点別の指導、評価についても、学校独自の評価規準の作成に取り組んでいる高校もあったが、いずれもこの2、3年の間の取組であった。

さて、取組を始めた当初、教員の授業や考查問題において、次のあがるような状況が見受けられた。

- ①知識の享受や計算の演習のみに偏った授業や、逆に無意識に多くのねらいを設定してしまっている授業が見られる。
- ②指導内容についての「関心・意欲・態度」を高めるための手立てがなされていない授業が見られる。
- ③生徒の実態を十分に把握することなしに、実態とかけ離れた高度な内容の指導が見られる。
- ④生徒の実態に即した、ほとんどの生徒が到達することが可能な程度の具体的な指導目標を設定していない授業が見られる。
- ⑤全員が到達してほしい目標と更に高度な目標を設定せずに、全員に高度な目標を目指させる授業や高度な目標を設定していない授業が見られる。
- ⑥設定した目標を達成するために有効と思われる指導法、教材・教具の選定がなされていない授業が見られる。
- ⑦生徒がその授業の目標に達したかを、その都度、確認する評価がなされていない授業が見られる。
- ⑧目標に到達できなかった生徒への手立てを準備していない授業が見られる。
- ⑨授業のねらいや全員に到達してもらいたい目標を示さずに指導に入る授業が見られる。
- ⑩評価の観点に偏りがある考查問題が見られる。
- ⑪個々の目標に到達したことを確かめることを意識した設問がなされていない考查問題が見られる。
- ⑫レベルの異なる設問に対し、均等な配点がなされていない考查問題が見られる。

これらの状況に対し、次のような基本方針で指導を行い、改善を図ることにした。

- ◎目標に準拠した観点別指導・評価について、校内研修会において詳細な説明を行うとともに、月1回の定期職員会議におけるミニ校内研修会を中心に、平素より指導、助言に努める。
- ◎現行の教務規定を変更することなく、考查点70%、平常点30%の枠組みの中で、4観点等の評価を行うことを目指す。
- ◎第1学年の国語総合、現代社会、数学Ⅰ、科学と人間生活、コミュニケーション英語基礎の5科目を対象に、考查問題の小問毎に生徒一人ひとりの得点を記録、観点別に集計、検討を行い、改善に資する。

また、先にあげた状況の各事項に対し、次のような方向で改善を指導した。

- ①一つの単元における指導、評価のなかで、4観点が偏りなく扱われること。ただし、1限の授業の中で指導、評価できる観点はせいぜい2つまでとする。

- ②授業内容に対する「関心・意欲・態度」を高めるために指導を行い、これを評価に連動させること。
- ③「何ができて、どこで躓いて、何ができないか」を把握しながら指導をすすめること。
- ④生徒の学力に応じた、できれば全員が到達して欲しい具体的な目標、ここまで到達すれば、おおむね満足できるとする「評価規準」を設定すること。ただし、「何問できるようになるか」ではなく、「何ができるようになるか」で設定すること。
- ⑤「評価規準」が達成できた生徒に対し、更にできれば更に到達して欲しい目標も設定しておくこと。
- ⑥生徒の実態、観点、評価規準の達成にかなう、殆どの生徒が取り組むことができ、取り組むことが目標達成につながる指導方法、教材・教具を選定すること。
- ⑦授業の際、4分の1枚紙をいつでも用意しておき、簡単な評価のためのテストができるようにしておく等、目標に到達したかどうか確かめることができる評価方法を常に用意しておくこと。
- ⑧評価規準に到達できなかった生徒達に対し、その生徒達の実態にあった教材の提示等と、次の指導での配慮を行うこと。
- ⑨授業の始めに、評価規準や評価方法を提示することで、何ができるようになればよいのかわからないようにし、生徒が不安、無気力、的外れな学習に追い込まれることのないようにすること。
- ⑩観点別にバランスがとれた配点の考査問題を作成すること。配点が偏り、生徒が偏った学習をおこなうことのないようにすること。
- ⑪一問一問が各目標に到達したかどうかを確かめる内容になっていること。何ができて、何ができていないかが明確になり、的確な評価ができ、次の指導がどうあるべきか考えることができる内容となっていること。
- ⑫十分満足できるレベルの問題とおおむね満足できるレベルの問題、難易度の高い問題と低い問題とが同等の配点になっており、得点から到達状況がわかるようにしておくこと。

3 平成26年度までの取組の成果と課題について

(1) 観点について

受験指導に携わってこられた先生方はともすると、知識や技能にこだわった指導をしがちである。当初、知識の量や解法技術の向上に偏った授業も多くみられたが、改めて、学習指導要領や初等中央教育局長通達、教育政策研究所参考資料等に立ち返っていただき、教科、科目の目指すところを再確認していただいた。教科、科目の目指すところが、知識や技能の向上だけではなく、様々な観点にわたること、入試問題もその趣旨を踏まえて作問されていることに注目していただいた。特に国立教育政策研究所参考資料を基に具体的な説明を行い、平素の授業において、その授業の中心となる観点を意識していただき、評価規準の設定と、それに向けた指導方法、教材等、さらには評価方法についても工夫していただくようお願いした。

一方的な説明による指導だけでなく、次第に、探究活動的な学習や班別学習等の工夫がみられるようになってきている。

(2) 関心・意欲・態度について

関心・意欲・態度の評価については、「態度を継続的に評価するのは大変だ」といわれる一方、「〇組は全然関心を示さない」、「〇〇達は学習意欲がない」との声が職員室で聞かれていた。これに対し、今一度、文科省や教育政策研究所が示している観点の趣旨や規準を見ていただいた。学習の個々の内容に対して興味を惹いてもらえるよう、その都度、教員が指導していくものであることを理解していただいた。

授業においては、興味を惹く事例を中心に導入が図られるようになり、考査問題においては、その学習において興味を持った内容、それをもとに今後どう取り組みたいか等、関心・意欲・態度を問う設問がみられるようになった。

(3) 評価規準について

定期考査を行った後、初めて「生徒は全く解ってくれていない」と教科担任が言うことのないよう、平素から問答や小テスト等により生徒の実態を把握し、これに基づき、先ず、多くの生徒が目指せる、具体的な目標を各授業や単元において用意していただくようお願いした。授業を始めるに際し、これと評価方法とを併せて生徒に示し、さらに、この目標に到達できない生徒への手立てと、より高度な目標の用意も併せてお願いした。

もとより平素から生徒情報交換が職員室で頻繁に行われていたが、学習面での情報交換も行われるようになった。授業において、先生方が声を荒らげるような場面がなくなり、放課後や考査前には個別指導も頻繁に行われるようになった。

(4) 考査問題について

授業同様、観点別に偏った配点にならないよう、また、レベルの違う設問にも均等な配点になるようお願いした。また、各問は、授業で設定した各具体的な目標が達成できたかを確かめるものであるようお願いした。

昨年度は観点毎の点数分布に偏りがあったが、各観点の趣旨に沿った、適切な難易度の作問がなされることにより、適切な分布がみられるようになった。

(5) 学習指導全般について

一連の取り組みのなかで先生方には、「北風と太陽」の逸話を度々語ってきた。また、「教員の話聞くよう指導するのではなく、生徒が聞きたくなるような話をしましょう」という趣旨での指導、助言をしてきた。先生方の意識が変わってきたと思われる。

(6) 残された課題について

一連の取り組みを通じ、先にあげたような様々な改善が見られ、その他の様々な取り組みとあいまって、生徒が安心して授業を受ける光景が当たり前ようになってきた。

しかしながら、3であげた当初の状況については、多くは改善の傾向が見られるものの、全て改善

しつくされたわけではない。改善が不十分な課題やこれから取り組みを始める課題等、次に主なものをあげる。

- 引き続き特定の観点に偏った授業もみられ、考査問題についても同様の傾向が残っている。
- 各科目の評価基準の設定が組織的になされていない。
- 平常点の内訳については、その配点や評価規準についての組織的な検討がなされていない。
- 実技系の教科については、組織的な取り組みがまだなされていない。

これらについても引き続き取り組んでいき、特に評価規準の設定は喫緊の課題であり、校内研修等で、初等中等教育局長通知や国立境域政策研究所参考資料を基に指導・助言を継続していった。

4 中央教育審議会答申について

「答申」（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～」平成26年12月22日、中央教育審議会）について、特に、高等学校での指導に直接かかわる部分について、以下のように「要約」を行い、先生方に説明を行った。

- 答申の「1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革（1）今後の教育改革が目指すべき方向性と現状の課題」では、平成19年の学校教育法改正により、「基礎的な知識及び技能」「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」という、三つの重要な要素（いわゆる「学力の三要素」）から構成される「確かな学力」を育むことが重要であることが明確に示されていることがあげられており、これを受けて、高等学校については、現行学習指導要領において、知識・技能の習得に加えて、思考力・判断力・表現力等の能力や、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指しており、その実現を目指した関係者による努力が重ねられていること、大学教育についても、中央教育審議会答申等において、初等中等教育段階における「生きる力」の育成を踏まえ、「学士力」をはじめとする育成すべき力の在り方や、その育成のための大学教育の質的転換について提言されてきており、学生が主体性を持って多様な人々と協力して問題を発見し解を見いだしていく能動的学修（以下「アクティブ・ラーニング」という。）の充実などに向けた教育改善が図られつつあることが述べられている。

しかしながら、答申の同章では、知識量のみを問う「従来型の学力」や、主体的な思考力を伴わない協調性はますます通用性に乏しくなる中、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性を持って多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていないことがあげられている。

○さらに、答申の「1. 我が国の未来を見据えた高大接続改革（2）高等学校教育、大学教育を通じて育むべき「生きる力」「確かな学力」の明確化」では、小・中学校において学力の三要素を踏まえた教育が定着してきている背景には、全国学力・学習状況調査など、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用することや、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善することなどを含めた学力を評価する手法と、「言語活動」といった思考力・判断力・表現力等の能力や学習意欲を育むための学習・指導方法の具体的な在り方が明確化され、各学校に導入されたことがあり、高大接続における改革の方向性も、改革のための具体策との組み合わせによって示していくことが重要であると述べられている。

○答申の「2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性」では、高等学校教育及び大学教育において、教育内容、学習・指導方法、評価方法、教育環境の転換をさせなければならないとして、改革のための現実的問題として大きく立ちふさがるのが、大学入学者選抜の在り方であり、現在直面する最大の課題は、高等学校教育と大学教育とを接続する重要な役割を果たすべき大学入学者選抜において、育成すべき力の在り方を踏まえた評価がなされていないことであると述べられている。

そこで、接続段階での評価の在り方が変われば、それを梃子の一つとして、高等学校教育及び大学教育の在り方も大きく転換すると考えられ、高等学校教育改革、大学教育改革の実効性を高めるためにも、大学入学者選抜の改革に社会全体で取り組む必要があると述べられている。

5 アクティブラーニングの指導・評価と「目標に準拠した観点別指導・評価」

「答申」が育成を目的とする「確かな学力」における、学力の三要素である「基礎的な知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」を指導する手法については、今後、改定される学習指導要領において具体的に述べられると思われるが、現行では「通知」にあげられている「観点別学習状況の評価」が、文部科学省が認める指導・評価方法と考えられる。

この「観点別学習状況の評価」については、平成24年7月付けの国立教育政策研究所「評価基準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（以下「参考資料」）はじめ、同研究所が公表している資料に詳しく指導や評価に関する事例等があげられている。本定時制課程で行ってきた「目標に準拠した観点別指導・評価」の取り組みは、「参考資料」等の資料で述べられている指導方法や評価方法に準拠したものである。

「参考資料」では、評価方法については様々な考え方や方法が取り上げられており、各学校において工夫するよう述べられているが、「目標に準拠した観点別指導・評価」においては特にペーパーテストによる評価を意識して取り組んできた。これは、現行の教務内規を変更せずとも実施が可能で、急激な変化を教員や生徒に先生方に与えることなしに、現行の状況から徐々にできる部分から取り組んでもらえるであろうことを考えてのことである。

現行の教務内規における成績算出の基準となっている考查点と平常点の割合を維持しながら、双方を合わせた100点満点の内訳が4観点それぞれ25点ずつになるよう各科目ごとに工夫、改善をお願い

してきた。

内訳について、考查点70%、平常点30%の場合における一例をあげる。

	「考查点」	「平常点」
「関心・意欲・態度」	7点	20点
「思考・判断・表現」	36点	0点
「技能」	21点	10点
「知識・理解」	36点	0点

このような配点例を示しながら、知識・理解や技能だけでなく、思考・判断・表現や関心・意欲・態度についても、授業において指導するとともに、考查において評価するようお願いした。

この「関心・意欲・態度」は「通知」及び「資料」で述べられているように、単なる授業での態度ではなく、授業で取り扱っている内容に対する「関心・意欲・態度」である。

各教科、科目の評価の観点の趣旨が「～の問題を解決するために、～を活用し、～に主体的に寄与しようとする。」という様式の文章で表されていることからわかるように、「主体的に学習に取り組む態度」そのものである。

先生方には、決して「～は、やる気が見られないのでダメだ。」のような言葉を職員室等で言うことのないよう、「関心・意欲・態度」は、指導して、それに対して評価するものであることを、繰り返しお願いした。

教科、科目やその学期に指導、評価する範囲の特質、指導する教員の経験や特質、生徒の状況により、実施状況は様々であり、指導内容、指導方法や評価方法が目に見えて変化した科目もあれば、以前と殆ど変化のない指導が行われた科目もあった。

しかしながら、3年間の取り組みでの成果として、どの教員も、ただノートがとれていたかやプリントが提出されたかをチェックするだけでなく、生徒一人一人の授業での状況を把握していただけるようになったこと、指導を変えることができなくとも、評価の段階で新たな形式の評価を取り入れていただけるようになったことがあげられる。

このことは、「目標に準拠した観点別指導・評価」をすすめて、アクティブラーニングを行うにあたって、教員側の持つべき姿勢であると考えられる。

また更に、「目標に準拠した観点別指導・評価」を行うにあたって必要な様々な指導や評価の視点、手法は、アクティブラーニングを行ううえでも必要になると考えられる。ここで、そのいくつかを取り上げてみたい。

まず、生徒からの解答に対する評価の在り方を考える必要がある。

アクティブラーニングの成果に対する評価は、最終的には、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」や「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」によって行われることになるが、平常点や考查点におい

でも評価されなくてはならない。この際、当然、アクティブラーニングにおいて育成を求められる能力は「基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」や「主体的に学習に取り組む態度」であり、教科書通りに知っている知識を答えることができたり、計算ができたりするかではない。「目標に準拠した観点別指導・評価」が的確にできてこそ、アクティブラーニングの指導と評価も適切に行われるはずである。

先生方には、「模範的な解答以外の解答もちゃんと評価して下さい。そうしないと教科書通りの答えしか返ってこなくなりますよ。」とお願いした。新たな視点から生まれた解答を適切に評価してこそ、主体性や思考、判断の指導が的確に行えるはずである。このことを押さえておかないとアクティブラーニングは形骸化することになりかねない。

次に、教員自身が、今、何を指導し、評価しようとしているのか自覚を持つ必要がある

ある観点を評価しようとする場合、別なある観点の評価が低いがために、そのことがある観点の評価に影響があってはならない。例えば、文法における判断能力の評価をしようとする際に、単語の意味がわからなければ解けない設問を設けた場合、評価の妥当性が問題になってくる。正解できなかったからといって、文法の判断能力がなかったかどうか断定することはできないからである。また、1回の授業の中で多くの観点を同時に指導しようすると、適切な指導や評価が困難になることが考えられる。

あるアクティブラーニングにおいて思考力の育成を図るのであれば、必要な知識や計算結果は、必要でないものとあわせて事前に与えておく必要がある。知識や技能の評価については、それはそれで必要だが、それが備わらない限り、思考力や判断力、表現力の育成をさせられないというのは妥当性に欠ける。また、知識等を事前に与えて活用させることで、知識等の定着を図ることにもつながると考えられる。

アクティブラーニングとは直接関係がないかもしれないが、知識や技能への評価においては、量的な評価からの脱却が必要である。

「従来型の学力」の評価で多く用いられた「量」による評価では、どれだけ多く覚えることができたか、どれだけ多く計算することができたかで得点がつけられていたが、「目標に準拠した観点別指導・評価」によれば、様々な観点について、それぞれどの段階まで学習が到達したかについて評価していくこととなる。

ペーパーテストで単純に知識や技能を評価する際においても、能力と評価の整合性をとるため、難易度の低いものから高いものまで取り上げ、それらを同等の得点で評価する必要があると考えられる。

また、知識や技能は活用されてこそ意義を持つものである。単に、より多くの知識を持っているかや、より多くの計算ができるかだけでなく、持っている知識やできる計算の質も問われる必要があると考えられる。それによる思考や判断が適切であったかは別にして、アクティブラーニングの中で活用できたかで、知識や技能の質を評価するという事も考えられる。

アクティブラーニングの成果に対する評価は先にも取り上げたが、授業で行われるアクティブラーニングに対する直接の評価はどうあるべきかについてもふれてみたい。

先に示した、配点例では、「思考・判断・表現」や「知識・理解」については全て考査の中で評価するものとして、平常点での配点は0点にしていたが、授業中のアクティブラーニングを直接に評価するためには平常点に含めることとする場合は、下記の例で示すように配点を変更する必要がある。

	「考査点」	「平常点」
「関心・意欲・態度」	18点	12点
「思考・判断・表現」	25点	8点
「技能」	28点	5点
「知識・理解」	29点	5点

生徒のアクティブラーニングのような活動に対して、「関心・意欲・態度」や「思考・判断・表現」の観点で評価する際、活動態度等を観察することにより評価する場合もあるが、客観性や妥当性を確保するために、ワークシート、プリント等を基に評価することをすすめてきた。

各観点の評価の趣旨が、「～に主体的に寄与しようとする。」や「～を解決するために、思考を深め、適切に判断し表現している。」であり、決して「～の授業に積極的に参加した。」ではないからである。

盛んに発言を繰り返したり、意見を交換していても、内容が伴っていないとすれば、高い評価を与えがたいし、逆に、たとえ寡黙に過ごしていても、他人の発言を冷静に聴き、的確に考察し、これに対し充実した内容の自分の意見を出しておれば、高い評価を与えるべきである。班別活動の場合等、教員一人では目が行き届きがちだが、ワークシート、プリント等があれば、その内容を基に、適切な評価を行うことが可能である。

6 特別な配慮を必要とする生徒に対するアクティブラーニングの指導・評価と

「目標に準拠した観点別指導・評価」

アクティブラーニングのような協働的な活動において、指導、評価を進めていく際に、学級やグループに配慮が必要な生徒がいる場合の対応について述べてみたい。

先の「5 アクティブラーニングの指導・評価と「目標に準拠した観点別指導・評価」」の中で、述べたように、「目標に準拠した観点別指導・評価」では、様々な観点について、それぞれどの段階まで学習が到達したかについて評価していくこととなる。さらに、ペーパーテストでは、それぞれの観点ごとに適切な出題形式が求められることとなる。このため、「目標に準拠した観点別指導・評価」による評価によれば、特定の表現手段に難点がある生徒でも、様々な観点、様々な出題形式により評価がなされることにより、特定の表現手段に問題がある生徒でも致命的な評価を受けずにすむこととなる。

このことから、協働的な活動における表現手段については、音声表現や記述表現それぞれのみに偏ることなく、様々な表現手段を併用して活用するよう工夫する必要がある。

さらに、この協働的な活動に対する評価についても、様々な形式による評価を併用して活用するよう工夫する必要がある。また、生徒の活動をワークシート等、プリント等により評価する場合、文章の記述によってのみ評価することのないよう、できうる限り様々な形式の表現を活用することが求められる。

様々な要因によるコミュニケーションが苦手な生徒が多く存在する集団におけるアクティブラーニングについては、いかに評価するか以前の課題として、いかにコミュニケーションの手助けをして、協働的な活動を行わせるかを工夫する必要がある。

まず、ICTやカード、ボード類の活用が考えられるが、施設や場所の確保等の状況により、常時活用できない場合もあるとともに、生徒、教員のICTそのもののスキルや準備のための時間確保等も課題となる。

ワークシート等、プリント類を、アクティブラーニングに活用するのであれば、制約にとらわれずに、コミュニケーションのスキルを補うことが可能であると考えられる。但し、文字によるコミュニケーションが苦手な生徒もあり、評価の際も含め、配慮を必要とする。

具体的な方法としては、互いに書き込みができるような様式のワークシート等を生徒間で廻しながらお互いの意見を交換させることが考えられる。

あくまでもアクティブラーニングの目的は、主体性や、思考力、判断力、表現力等の育成である。意見交換の活発さに気をとられることなく、静かに他人の意見に耳を傾けながら、適切な意見がだせることに、目を向けられるような指導、評価がとれることが望まれる。積極性と主体性を混同すると、誤った指導、評価をおこなうことになる。

また、予め何種類かの参考意見を用意しておき、それを活動のスタートとすることは、活動の活性化と評価の客観性の確保のための助けとなる。知識として記憶している「教科書通り」の模範解答を用いて課題を解決するだけでは、アクティブラーニングの形骸化につながる。たとえ、結果が教科書通りでもユニークな考え方が使われている活動や、こちらが用意した解答より、より発展させた活動に対しては、応分の評価をおこなうことが重要である。最初から何も与えないと、誰かがだした案に多くの生徒が賛同したりし、指導のねらいがはずれるとともに、評価も難しくなる場合がある。

さらに、この活動にはお互いの知らない知識や技能、経験したことのない思考、判断、表現等を交換し、共有することで、主体性や、思考力、判断力、表現力等の育成の促進を図るという側面もある。ワークシート等には、これら各自が新たに獲得した知識や技能等を記載させることも必要となる。このことは、誤った知識、技能が伝わらないようにするためのチェックにもつながると考えられる。

7 おわりに

「目標に準拠した観点別指導・評価」に基づいたアクティブ・ラーニングの取り組みは緒についたばかりで、具体的な教材を先生方に示しつつ、それぞれの教員、教科・科目でできるところから工夫していただくようお願いしてきたばかりである。

「このアクティブラーニングは良い」「あれは悪い」ではなく、ICTの活用と同様、学校の数だけ、教員の数だけ、より適切なアクティブラーニングが存在するはずである。「先ず、アクティブラーニングありき、新テストありき」ではなく、「確かな学力」の指導、評価という本来の目的を見失わないよう、今後ともより良い指導が行われることを願うものである。

最後に、一連の研修の内容を受け、生徒の指導、評価にあたっていただいた教員の皆様、聞き取りに応じていただいた管理職の皆様に衷心より謝意を表する。

参考文献

- 1) 中央教育審議会（2008）. 答申『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について』
- 2) 文部科学省（2009）. 『高等学校学習指導要領』
- 3) 文部科学省（2010）. 初等中等教育局長通知『小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善について』
- 4) 国立教育政策研究所（2012）. 『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料』
- 5) 中央教育審議会（2014）. 答申『新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～』